

公園内における物品販売の可否及び使用料免除の有無について

1 物品販売の可否

次の(1)から(7)までの団体が開催するイベントにおける物品販売のみ可能です。

(1) 本市又は本市行政機関

(2) 国又は他の地方公共団体

(3) 公共団体

健康保険組合、住宅供給公社、独立行政法人等

(4) 公共的団体

社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人（NPO）、農業協同組合、森林組合、産業経済団体（商店会を含む）、厚生社会事業団体等

(5) 地元団体

町内会、子供会その他地縁による団体及び本市が認定した公園愛護協力会（物品販売を行う公園を対象として結成されたものに限る。）

(6) 学校、保育所等

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、保育所、学童施設等

(7) 国又は地方公共団体の後援名義等を取得してイベントを行う団体

一般財団法人、一般社団法人、株式会社等（後援名義等を取得している場合のみ）

2 使用料

物品販売を行うブースの使用料は、以下の通りです。

【使用料が**免除**となるもの（営利を目的とした物品販売に該当しないもの）】

上記1の(1)から(6)までの団体が物品販売による売上を収入するブース

【使用料が**有料**となるもの（営利を目的とした物品販売に該当するもの）】

○ 上記1の(7)の団体が物品販売による売上を収入するブース

○ 出店する個人又は店舗が物品販売による売上を収入するブース（※イベントを開催する団体の種別に関わらず）

詳細は、「京都市の都市公園における行為許可基準」及び「京都市建設局所管の都市公園における使用料減免基準」を御確認ください。

(令和 7 年 4 月更新 京都市建設局みどり政策推進室作成)

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000101135.html>)

判断のフローは裏面▼を参照してください。

■ 公園における物品販売の可否及び使用料免除の有無 ■

= 物品販売の可否 =

イベントの開催団体は次の
(1)～(7)に該当しますか？(※1)

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| (1) 本市又は本市行政機関 | (4) 公共的団体 |
| (2) 国又は他の地方公共団体 | (6) 学校、保育所等 |
| (3) 公共団体 | |
| (5) 地元団体 | |
| (7) 国又は地方公共団体の後援名義等
を取得してイベントを行う団体 | |

いいえ

公園内での物品販売は
できません。

はい

公園内で物品販売ができます。

= 使用料免除の有無（ブース毎に判断） =

上記(1)～(6)の団体がブースの
売上全額を収入しますか？(※2)

いいえ

左記に該当しない物品販売ブースは
使用料をお支払いください。

はい

物品販売ブースは免除となります。
(免除対象のブースを「使用料減免申請書」
に記載してください。)(※3)

(※1) (1)～(7)の団体の詳細は、表面を御確認ください。

(※2) 物品販売を行う個々のブース毎に判断します。物品販売による売上の一部又は全部を、(7)の団体又は出店する個人等が収入するブースは使用料をお支払いください。

(※3) 申請内容の確認のため、後日、収支計算書等の提出を求める場合があります。

京都市からのお知らせ

道路や公園等の損傷箇所投稿アプリ



みっけ隊アプリをダウンロード!!

みっけ隊 で検索!

みっけ隊ホームページ

<https://mikketai.city.kyoto.lg.jp>

皆さんからの投稿、お待ちしております!!

